

業債第31号

平成27年11月13日

代理店
供託用振替口座簿設置部署 御中
代理店引受金融機関本部

日本銀行業務局

債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に伴う
既存の供託振替国債にかかる準備作業について

代理店引受金融機関におかれては、債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に伴う供託振替国債事務およびこれに関連する課税事務の変更への対応を進めていただいているところかと思えます。

このうち、「債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に伴う代理店事務等の主な変更点について」（平成26年10月31日付業債第31号）によりお知らせしているとおり、既存の供託振替国債（現に日本銀行の参加者口座の供託口等に記載されている振込国債のうち、平成28年1月1日以後に元利払いが生じる振込国債をいいます。）については、税制改正後の課税事務を適切に行う観点から、支払調書等の作成に必要な事項を追加的に入手する必要があります。

今般、これに関連し、日本銀行の取引先供託所に供託された振込国債について、別添のとおり、国債振替決済制度の参加者（供託者の口座管理機関）に対して必要なデータの送付を依頼しましたので、ご参考までにお知らせします。代理店引受金融機関におかれても、必要に応じて日本銀行の取扱いを参考にさせていただき、引続き所要の準備作業を進めていただきますようお願いいたします。

—— 国債振替決済制度の参加者に対しては、代理店引受金融機関から同様の作業依頼があった場合にも、これに協力するよう併せてお願いしてまいります。また、こうした作業依頼を行うことは、本年6月に予め参加者にお知らせしています¹。

なお、今後、日本銀行では、債券税制の見直しに伴う規程改正を行いますが、振込国債の供託にかかる事務の変更は、国債振替決済制度の変更と合わせて平成27年12月21日（月）²に実施し、「供託振替国債事務取扱要領（代理店引受

¹ 「債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に伴う振込国債の供託等にかかる参加者等の事務の見直し等について」（平成27年6月10日付業債第15号）をご参照ください。

² 債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）にかかる関係法令は平成28年1月1日（金）に施行されますが、国債振替決済制度の変更は、全ての国債について現行税制下での最後の支払いが終了する平成27年12月21日（月）に行います。

金融機関用) 」等関係諸規程の改正も同日付で行う予定としていますので、申し添えます。

- 供託者が指定内国法人である場合の事務等、同日には制度変更が行われない一部の事務については、改正前の規程により対応する旨の経過措置を設ける予定です。

<p><本件に関する照会先> 業務局 総務課 営業・国債業務企画グループ 小澤 (03-3277-1174)、河田 (03-3277-2050)</p>
--

以 上

債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に伴う
既存の供託振替国債等にかかるデータ送付のお願い

振込国債の供託・政府担保・差押え等に関する事務については、債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に伴う事務変更への対応を進めていただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に伴う振込国債の供託等にかかる事務の見直し等について」（平成 27 年 6 月 10 日付日銀業第 599 号）¹によりお知らせしているとおり、本件税制改正後、振込国債の供託等が行われた際に、国債振替決済制度の参加者等から日本銀行および代理店引受金融機関に通知していただく事項が変更となります。

また、同通知によりお知らせしておりました、既存の供託振替国債等²について関連するデータの送付をいただく件については、下記の参加者の区分に従って、日本銀行からお送りする作業フォーマットにより送付をお願いいたしたく通知します³。

—— 本作業依頼は、供託事務に関しては、日本銀行が供託所の口座管理機関である供託振替国債が対象となりますが、代理店引受金融機関から同様の作業依頼があった場合にも、ご協力をいただきますようお願いいたします。

来年初にかけて、本件税制改正に伴う国債振替決済制度の変更やマイナンバーの導入等もあり、ご多忙の中恐縮ではございますが、ご理解ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

—— 本件に伴う国債振替決済制度の変更やマイナンバーの導入等について、システム対応や事務処理態勢の整備にご懸念がある場合には、前広に日本銀行までご連絡いただければ幸いです。

¹ 日本銀行のホームページ「業務上の事務連絡」—「国債振替決済制度関連」—「通知類」（<http://www5.boj.or.jp/furiketsu/tuuchi/furi150610a.zip>）に掲載しています。

² 現に日本銀行の参加者口座の供託口もしくは政府担保口または執行等口に記録されている振込国債のうち、平成 28 年 1 月 1 日（金）以後に元利払いが生じる振込国債をいいます。以下同じです。

³ 供託者等の口座管理機関が間接参加者または外国間接参加者である場合には、国債振替決済制度の階層構造を通じ、その上位機関である参加者が作業フォーマットの提出等を行うようお願いいたします。

記

(区分①)

平成 27 年 10 月末日時点で供託者等の口座管理機関⁴である参加者（CD-R が同封されている参加者）

別添の作業手順に従って、平成 27 年 12 月 1 日（火）から 12 月 10 日（木）までの間に、作業フォーマットを提出してください。

(区分②)

上記以外の参加者（CD-R が同封されていない参加者）

現時点で対応は不要です。

もっとも、平成 27 年 11 月 2 日（月）から 12 月 18 日（金）までの間に、新たに供託に関する振替等があった場合には、別添の作業手順に従って、作業フォーマットの提出をお願いする予定です（作業手順 3.（1）ご参照）。

<通知全般に関する照会先>

業務局 総務課 営業・国債業務企画グループ

小澤（03-3277-1174）、河田（03-3277-2050）

—— 個別データに関する照会は、作業フォーマットの提出窓口までお願いします。

以 上

⁴ 既存の供託振替国債等にかかる供託者、政府担保提供者または差押え債務者等の口座管理機関をいいます。当該口座管理機関が間接参加者または外国間接参加者である場合には、その上位機関である参加者を指します。

作業手順

1. 作業フォーマットへの入力

日本銀行では、参加者毎に、既存の供託振替国債等について、振替時等に参加者から通知を受けた供託者等（供託者、担保提供者および差押え債務者等をいいます。以下同じです。）に関する事項（平成 27 年 10 月末時点）を作業フォーマットに記載し、CD-R を送付しています。

参加者は、日本銀行から CD-R で送付された作業フォーマットに記載されている事項に誤りがないかを確認したうえで、「既存の供託振替国債等にかかる入力項目の一覧表」（別紙 1）に沿って、税制改正後の課税事務を行うために必要な事項を入力してください（作業フォーマットへの入力例は別紙 2 を参照してください）。

—— 作業フォーマットは、供託・政府担保分と差押え等分で分けて送付していますので、入力も、それぞれのファイルに行ってください（ファイルに付されているパスワードは別途通知します）。なお、供託者等の属性等に
応じて、入力項目や入力内容が異なりますので、十分留意してください。

—— 供託者等との取引関係が完全に終了している等の事情によって入力できない事項（3.（2）により取扱う場合を除く）がある場合には、その旨を日本銀行に連絡してください。

—— 作業フォーマットに記載されている事項（日本銀行において入力した事項）に誤りがあるとみられる場合には、その旨を速やかに日本銀行に連絡してください。

2. 作業フォーマットの提出

入力が完了した作業フォーマットは、平成 27 年 12 月 1 日（火）から 12 月 10 日（木）までの間⁵に、書面または CD-R で、以下の窓口まで提出または郵送してください。その際、「作業フォーマット送付状」（別紙 3）を記入し、同封してください。

—— CD-R により提出または郵送する場合には、日本銀行から送付したファ

⁵ 明細件数が 100 件を超える参加者においては、平成 28 年 1～3 月の元利払い分のみを本期間中に提出し、平成 28 年 4～6 月の元利払い分は平成 28 年入り後に提出することでも差支えありません。こうした取扱いを希望する場合には、日本銀行（作業フォーマットの提出窓口）に連絡し、提出日を調整してください。

イルに付されたパスワードは解除せず、そのまま提出してください。

- 個人番号が含まれる作業フォーマットを郵送する場合には、簡易書留により送付するようお願いいたします。なお、個人番号に限り、作業フォーマットではなく、適宜の書面等に供託者等を特定できる事項⁶と併せて記載し、別途提出する扱いとしても差し支えありません。

(作業フォーマットの提出窓口)

- 個別データにかかる照会はこちらまでお願いします。

- ・ 供託口・政府担保口にかかるデータ

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行業務局国庫業務グループ 有価証券テーブル (親展表示)

日本銀行本店1階 窓口17番

03-3277-2975

- ・ 執行等口にかかるデータ

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行業務局国債業務グループ 振込テーブル (親展表示)

日本銀行本店1階 窓口7番

03-3277-2963、03-3277-2965

3. 留意事項

(1) 追加・変更があった場合の取扱い

平成27年11月2日(月)から12月18日(金)までの間⁷に、新たに供託に関する振替等があった場合や、日本銀行に提出済の作業フォーマットに変更が生じた場合には、参加者は、その都度、1. および2. に準じて日本銀行に作業フォーマットを提出してください。この場合には、該当する明細にかかるデータのみ入力することとし、その他の明細にかかるデータは行全体を削除してください。

- なお、現時点で作業フォーマットの提出が不要な参加者(今般、CD-Rが同封されていない参加者)についても、上記の期間に新たに供託に関する振替等があった場合には、作業フォーマットの提出をお願いする予定です。日本銀行から連絡があった場合には、ご協力をお願いします。

⁶ 供託口の場合には供託者名、供託所の名称および供託番号、政府担保口の場合には政府担保提供者名および官庁の名称、執行等口の場合には差押え債務者等の氏名(名称)および件名事件番号または発出年月日を記載してください。

⁷ 債券税制の見直し(金融所得課税の一体化)にかかる関係法令は平成28年1月1日(金)に施行されますが、国債振替決済制度の変更は、全ての国債について現行税制下での最後の利払いが終了する平成27年12月21日(月)に行います。

(2) マイナンバーの追加提出

作業フォーマットの提出時点において、顧客からマイナンバーの告知を受けていない場合には、作業フォーマットの「個人番号」欄または「法人番号」欄は、空欄としてください。

その後、顧客からマイナンバーの告知を受け、確認を行った場合には、事前に日本銀行（作業フォーマットの提出窓口）に連絡のうえ、当該マイナンバーを提供してください。その際、マイナンバーは、適宜の書面等に供託者等を特定できる事項⁸と併せて記載し、2. に準じて提出してください。

以 上

⁸ 供託口の場合には供託者名、供託所の名称および供託番号、政府担保口の場合には政府担保提供者名および官庁の名称、執行等口の場合には差押え債務者等の氏名（名称）および件名事件番号または発出年月日を記載してください。

既存の供託振替国債等にかかる入力項目の一覧表

○ 本表は、「債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）」に伴う既存の供託振替国債等にかかるデータ送付のお願い」（平成 27 年 11 月 12 日付日銀業第 1073 号）に基づき、作業フォーマットへの入力を行う際にのみ使用してください。

—— 別紙 2（作業フォーマットへの入力例）中、太枠で囲った項目の入力パターンとして、通常想定されるものを示しています。これと異なる入力パターンがある場合には、日本銀行（作業フォーマットの提出窓口）に連絡してください。

供託者等 (相手方)	銘柄	口座区分	入 力 項 目										
			供託者等 正式名称 (全角)	法人番号	個人番号	税区分	地方税 徴収区分 (注1)	支払通知書 作成区分 (注1)	利子等の 支払調書 作成区分 (注1)	株式等の 譲渡の対価 等の支払調 書作成区分 (注1)	郵便番号	都道府県	市区町村等 (全角56文字以内)
内国法人	利付国	預り口Ⅰ	空欄	空欄		04：内国法人・非課税	無	無	無	無	空欄	空欄	空欄
		預り口Ⅲ	必須	必須		03：内国法人・課税	無	無	有	無	空欄	必須	必須
	国庫証券 分離国	預り口Ⅰ	空欄	空欄		04：内国法人・非課税	無	無	無	無	空欄	空欄	空欄
指定内国法人	利付国	預り口Ⅰ	空欄	空欄		04：内国法人・非課税	無	無	無	無	空欄	空欄	空欄
	国庫証券 分離国	預り口Ⅰ	空欄	空欄		04：内国法人・非課税	無	無	無	無	空欄	空欄	空欄
一般社団法人等 (注2)	利付国	預り口Ⅲ	必須	必須		03：内国法人・課税	無	無	有	無	空欄	必須	必須
	国庫証券 分離国	預り口Ⅰ	必須	必須		03：内国法人・課税	無	無	無	有	空欄	必須	必須
居住者 (個人)	利付国	預り口Ⅲ	必須		必須	01：居住者・課税	有	有	有	有	必須	必須	必須
外国法人	利付国	預り口Ⅰ	必須	空欄 (注3)		09：外国法人・非課税	無	無	有	無	空欄	国外	必須（海外の住所）
		預り口Ⅲ	必須	空欄 (注3)		08：外国法人・課税 10：外国法人・軽減分	無	無	有	無	空欄	国外	必須（海外の住所）
	国庫証券 分離国	預り口Ⅰ	必須	空欄 (注3)		09：外国法人・非課税	無	無	無	有	空欄	国外	必須（海外の住所）
		預り口Ⅰ	必須	空欄 (注3)		08：外国法人・課税 10：外国法人・軽減分	無	無	無	有	空欄	国外	必須（海外の住所）
非居住者 恒久的施設あり	利付国	預り口Ⅰ	必須			06：非居住者・非課税	無	有	有	有	必須	必須	必須（恒久的施設の住所）
		預り口Ⅲ	必須			05：非居住者・課税 07：非居住者・軽減分	無	有	有	有	必須	必須	必須（恒久的施設の住所）
非居住者 恒久的施設なし	利付国	預り口Ⅰ	必須			06：非居住者・非課税	無	無	有	無	空欄	国外	必須（海外の住所）
		預り口Ⅲ	必須			05：非居住者・課税 07：非居住者・軽減分	無	無	有	無	空欄	国外	必須（海外の住所）

(注1) 本区分は日本銀行における管理上の区分であり、税法上の区分ではありません。税務関係書類の作成要否等については、あくまで税当局の指示に従ってください。

(注2) 一般社団法人、一般財団法人、人格のない社団等または所得税法施行令第352条の2第1項に規定するもの（NPO法人等）をいいます。

(注3) 法人番号が付与されている場合には入力してください。

作業フォーマット送付状

年 月 日

日本銀行 御中

(参加者)

(届出印)



(担当部署)

(担当者氏名)

(電話番号)

「債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に伴う既存の供託振替国債等にかかるデータ送付のお願い」（平成 27 年 11 月 12 日付日銀業第 1073 号）に基づき、供託振替国債等について、別添のとおり作業フォーマットを送付します。

{ 初回送付 }
{ 追加・変更に伴う再送付（ 回目） }

以 上

- (注意) 1. 本書式は必要に応じて複写のうえ使用する。
2. 「参加者」欄は、代表者またはその者から権限を付与された者の役職名を記載し、記名なつ印または署名をする。役職名、氏名、印鑑または署名は、印鑑届等により国債振替決済制度に関して使用するものとして日本銀行に届出たものを使用する。
3. 「初回送付」または「追加・変更に伴う再送付」に○印を付す。「追加・変更に伴う再送付」の場合には回数を記入する。
4. CD-R を送付する場合には、CD-R 表面に「作業フォーマット・別添」と記載する。
5. 個人番号が含まれる作業フォーマットを送付する場合には、簡易書留により送付する。
6. 供託口・政府担保口にかかるデータと執行等口にかかるデータは提出先が異なるため、分けて送付する。